





若干計上いたしまして、政府の方にその支出方をお願いしておる次第でありますて、若じ裁判所側でお願いしてお

します。新法施行後は追証訴が行われますと、基本の起訴と分離いたしまして、追証訴にかける事犯につきまして

かずでに開廷されでれりまする事件の場合は、從來の扱いから言つて、先ず事件の検査の方の事件といふものは、

旧法が適用されるということになつておりますと、只今鬼丸委員の御指摘

しますと、その追起訴が新法施行後に  
なりますと、取扱いが鬼丸委員の御指

摘のように二つに分れまして、併合審理されるということは不可能になる、そ  
ういたしますと、例えば両方共有罪と  
いうことになると、別々に刑の實度を受  
けて、被告人としては確かに不利な状態に立てるということはあり得る、  
と思います。併しそういうことは成るべく起きないように、實換えれば追起訴  
することがなくして済みますように十分  
な検査を避け、そうして成るべく一本  
の起訴で行かれるよう、検察當局は  
努力すると私共は確信いたしております  
けれども、その点につきましては検  
務當局の責任ある答弁をいたしたいと  
思いますが、或いは今宮下課長、出が  
席しておりますので、宮下課長の御説明  
でよろしければ説明をお許し願いた  
いと思います。或いは次の機会に檢  
關係の政府委員に出席させて答弁いた  
してもよいとも思います。

ておるのであるから、今のうちに趣訴して置かなければ、新法によつてやるに帰するに帰するに従つて、未熟な事件を起訴するというような處れがあつたことは、これは手加減で私はできるがどきは、これは手加減で私はできることには、その資料が殆んど篤労尋ねいたしましたよらな新らしい事件が、新らしい新事実が現われまして、それはどうしても看過することのできない事件でありますときには、これ手加減なんかではやつちやいけないことがあります。その關係をこの過渡的時代における刑事訴訟法施行法の立法に当つては、私はその点を深く心配いたすであります。それに対しても政府はどういう方法によつて、この間の不自然のあることを解決するかといふことの御方針なり、御意見を承つて、審議を進めたいと思つております。只今の御意見のごとくに、現業の検察廳の方の意見として、後に責任ある御答弁を頂きますならばそれで結構であります。私の質問は、この点は非常に重要な点でありますから、むしろそうした責任ある人の御答弁を伺うことがいいと思いますから、或いは資料提出後において重ねてお伺いしてもよろしうございます。どうぞよろしくようにお取組り願います。

委員から説明をいたしたわけではありませんので、私は逐條に亘りまして御説明申上げたいと思います。時間を省略いたしまして、直ちに逐條の説明に入りたいと思います。

先ず第一條は、改正刑事補償法が予定いたしておられます刑事補償の種類とその補償原因に関する規定であります。第一條の第一項は、未決の抑留又は拘置による補償を規定いたしております。現行刑事補償法によりますと、未決の勾留についてのみ補償をしておつたのでありまするが、憲法第四十條によりますると、苟くも抑留、拘禁を受けた者が、後に無罪の裁判を受けた場合には、必ず補償をしなければならないという規定になつておりまするため、刑事手続における未決のすべての抑留、拘禁について、後に無罪の判決がありまするならば補償をするということに改めたのであります。従いまして第一條の第一項によりまするところ、改正刑事訴訟法の百九十九條、二百十條、二百十三條の規定によりまする逮捕、勾引、勾留、百六十七條の鑑定、留置、これらすべての刑事手続上における未決の抑留、拘禁を受けた者が、後に無罪の裁判を受けることによる上訴、再審、非常上告の手続におきましても、無罪の言渡しを受けた者が、原判決ですでに刑の執行を受けておる補償の請求権を持つということになるわけでござります。第二項は現行法とにおける未決の抑留、拘禁を受けた者が、後に無罪の裁判を受けることによる上訴、再審、非常上告の手続におきまして、無罪の言渡しを受けた者が、

場合、或は死刑の言渡しを受けました。死刑執行まで、刑法第十一條第二項の規定によりまして、拘置を受けておった場合、これに対しましては刑の執行又は拘置による補償をするということにいたしたのであります。第三項によりますると、新刑事訴訟法の四百八十四條乃至四百八十六條におきまして、死刑、懲役、禁錮、拘留等の言渡しを受けました者が、拘禁されておらない場合、或いは逃走又は逃走の虞がある場合には、検察官が收監状を発して拘留するのであります。この拘留も刑の執行とみなすということにいたしました。尙新刑事訴訟法の四百八十一條におきまして、心神喪失者が刑の執行停止の言渡しを受けまして、病院等に留置されるまでの間監獄に置置されることがあるのであります。この第一條によりまして刑事手続における拘留、拘禁のすべてが補償原因になるということにいたしたのであります。この第一條によりまして刑事手続における拘留、拘禁のすべてが補償原因になるといふことに改正しようとしたておるのであります。

四

祖父母といいたしました。民法の改正によりまして、配偶者が前の夫と死別いたしましても、前の夫の姻族との姻族関係は消滅しない、後に他の男と婚姻いたしましても、前の姻族との姻族関係は消滅しないということになつておるのであります。第三條第一項但書にありますように、若しも本人と死別いたしました配偶者が再婚した場合におきましては、すでに本人を忘れて、本人との関係が非常に薄くなつておる事情がござりまするので、再婚した配偶者はこの姻族の範囲から除外するという但書を設けたわけでございまして、本人との関係が非常に薄くなつておるといふことは、父母、祖父母についての順位を規定いたしました。現行法においては父母、祖父母について実方と養方を区別いたしまして、養方を先にし、実方を後にしておつたのであります。この考え方では、やはり親相続に終まる、言換えますならば、家督相続問題の方に基いていたものと思いまして、いたしました。従いまして、本人に養父母と実父母がある場合には、養父母、実父母共に同一順位として補償請求権を取得することになります。次に第三項は、改正法八百九十條の精神に従いまして、遺族たる配偶者は常に補償を受けるべき遺族となる。この場合において、他に補償を受けるべき遺族がある場合におけるのであります。第四項におきまでは、配偶者は常にその者と同順位とするという趣旨を取りました。これは新民法八百九十條と全く同じ精神に出でては、從來の補償法によりますると、補償を受けるべき遺族の順位を、家督

相続の規定を應用して順次遺族の順位を定めておつたのでありますするが、民法の改正によりまして、家督相続がなくなりましたので、改正案におきましては、同順位の遺族が数人ある場合におきましては、その同順位者が同順位に立つて補償の請求権を取得する、而もその割合は民法九百條の例によると、いう建前を取つたのであります。民法九百條によりますると、直系卑属と配偶者がありまする場合には、直系卑属の受ける補償の割合は三分の二で、配偶者が三分の一、配偶者と直系卑属が補償を受けるべき遺族でありまする場合には、おののく二分の一ずつ、この九百條の第一項、第二項に準じまして、この同順位の遺族が数人ある場合の相互の間の割合を定めることにいたしましたのであります。

事等に対し自白をしておつた場合に死んだ補償をされないとということになつておつたのであります。この規定がありましたために、実際の運用においては死んだ補償が阻まれておつた。この点を十分考えまして、改正案の第四条におきましては、特に第一号と第二号の場合だけに補償の相対的な不成立條件を定めようということにいたしましたのであります。第一号は、本人が殊更に或る意図を以ちまして特に虚偽の自白をいたしましたり、或いは虚偽の証拠を作りまして、検察官をして起訴させた、或いは勾留をさせた、或いは裁判官をして有罪の判決をさせるに至つたという場合には、補償の一部、又は全部をしないことができるということにいたしました。第一号が考えておられますする場合は、例えば子分が親分の罪を庇うために、親分がいたしました殺人を、実は自分がやつたのであると、殊更に虚偽の自白をする、或いはその子分が同僚の仲間の子分に対して、若しも捜査官に調べられたならば、子分の何某が殺した罪であるといふように言つて呉れという証拠を作りして自首するというような場合において、尙且つ補償するといふのは公平の観念に合致いたしませんので、この場合は補償の一部又は全部をしないことがあります。第二号の、一個の裁判によつて併合罪の一部又は全部をしないことができるということにいたのであります。第二号の、現行法にもある規定であります。この規定は、現行法について有罪の言渡を受けても、他の部分について有罪の言渡がありましたが場合には、補償の一部又は全部をしないことができるといふります。

で起訴されまして、物證は無罪になつたが、訴訟の方は有罪という場合におきましては、補償の一部又は全部をしないことができるということにいたしましたのであります。このように改正案の第四條は、非常に補償不成立條件を設立しまして、而もこれを絶対的な不成立條件とはしないで、裁判所の権限によつて、相對的な補償が成立しない場合があるということに直立たたであります。

次に第五條は、補償金額算定に関する規定でありますとして、現行法の第五條に相当する規定であります。第五條第一項は、未決の抑留又は禁錮による補償、懲役、禁錮又は拘留の執行、拘置による補償の金額の算定に関する規定でありますと、これは現行法が一日五円以内となつておりますが、この金額を算出いたしまするにつきましては、現在の物價指数などをいろいろ研究いたしまして、現行法の最高八十倍、最低四十倍という金額を定めたわけであります。裁判所といたしましては、この二百円乃至四百円の範囲において、第五條第二項の、諸般の事情を考慮いたしまして、適当の金額を定めねばならないことになるわけでござります。第五條の第二項におきましては、特にこの第一項の補償金額を算定するについて、裁判所が考慮しなければならない事項を詳細に規定いたしまして、現行刑補償法におきましては、補償の本質を恩恵的な慰藉という考え方を取りまして、本来國家には過失がないけれども、國家の恩恵として、國家の仁政として、このような補償を

るのであるとするという考え方を取つたのであります。單なる恩恵的慰藉とおなじものかというところから、補償金額を定めるにつきましては、十分に本人の損害といふものを考慮いたしまして、その損害を社会的公平観念から、できるだけ補填しようという考え方を取つたのであります。單なる恩恵とか、慰藉という考え方から一步進めまして、損害の補填といふ考え方が強くなつております。従いまして五條の第二項においては、ここに規定されおられますよな、裁判所が損害賠償に付けて考慮すべきいろいろな事項と殆んど同じような事項を考慮に入れて、この補償金額を決定するという規定を設けたのであります。第五條の第三項は、死刑の執行を受けた者の遺族に対する附加的補償についての規定であります。この規定は現行法第五條第一項においては、裁判所が相當と認める金額ということになつておりましたので、第三項に規定いたしまするようになつてゐます。この規定は死刑以内の附加的補償は、本人が死刑の執行を受けまして、その前に抑留、拘禁等を受けておりまするならば、この抑留、拘禁による補償は勿論別に遺族が請求できまするし、これ以外に本人に、或る意味の慰藉料的なものといたしまして、一万円以内の附加的補償をするという建前を取つたのであります。併しながら但書にござりまするよう、若しもこの遺族が本人

おるのであります。第四項におきましては、従来の補償法によりますると、

り、或いは有罪判決を受けた場合には補償をしないという趣前になつておりますて、從來の実際の運用といたしまして、

又は全部をしないことができるというこの規定は、現行法にある規定であります。例えば被告人が窃盗と詐欺

方を取りまして、本来國家には過失はないけれども、國家の恩恵として、國家の仁政として、このような補償をす

あります。併しながら但書にございま  
するよう、若しもこの遺族が本人

の死亡によりまして、現実に或る財産上の損失を受けておるということを証明した場合には、この損失額を一円に加えました金額の範囲内で、裁判所が相当と認める附加的補償を定めることを定める場合に、裁判所が考慮すべき各種の事項を規定いたしましたのであります。五條第四項は、第三項の附加補償の額を定める場合に、裁判所が考慮すべき事項においては損害賠償ではないけれども、損害を社会的公平の観念から十分に補填してやるという考え方を継続めたわけであります。第五項は、現行法第五條第四項に対応する規定であります。罰金又は料料の執行による補償金額についての規定であります。現行法においては、その徵収いたしました罰金、料料金額を返すだけではあります。改正案におきましては年五分の利息を附けるといふ趣旨を取つたのであります。民法四百四條によりますと、利息の定めがない場合に年五分として、利息の定めがある場合においても、年五分の利息を附するということにいたしました。これで刑事補償を、損害を補填するという考え方を取りました必然の結論でございます。第六項は、現行法第五條第五項に対応する規定であります。第六項は、現行法第五條第五項によりますると、若しも没収物が売却つております場合には、その没収物を返し、破壊又は処分しておりますが、改正案におきましては、若しも没収物が残つておりますれば没収物をしまするし、処分、破壊、棄棄いたしました場合には、これによつて得た金額を支払うというだけであつたのであります。改正案におきましては、現在そのも

を新たに取得するに要する金額を補償する。若しも追徵でありまするならば、徴収した追徵金に年五分の利息を加算してこれを補償するという建前を取りました。

するので、若しも次順位の者から請求したものとみなすということにいたしました」と答えた。

ましても、遺族は請求をしたいといふこともあらうかということを考慮いたしました。この七條第一項の規定を削除いたしました。

しいか、或いはこれを越えておる場合におきましても、やはり刑事事務費はするべきである、併しながらその金額は百円以内の名目上の補償をするという建前を取つたのであります。或いは考え方によつたのであります。

第六條は、現行法六條に相当する規定でありまして、「被償の請求は、無罪の言渡をした裁判所に對してしなければならない」ということにいたしました。而して現行法においては、この補償の請求についての手続的規定がなされておつたのでありまするが、改正案においては、これらの手續的規定は、裁判所の規則によつて定められることを予定いたしまして、他の部分におけると同様、手續的な規定は本法の中から除いてござります。

第八條は、改正案が、遺族の受けるべき割合を民法九百條を適用いたしました関係上、遺族が數人ある場合には、その一人がいたしました補償の請求は、全員のためにその全部についてされたものとみなすという規定を設けまして、例えば数人の同順位の遺族があります場合に、その一人が補償の請求をいたしますると、それは他の全員のためにしたものであり、而もその

規定であります。補償の請求を代理  
人によつてもこれをすることができる  
ということにいたしたのであります。  
第一十一條は、現行法の十條に相当する  
規定であります。補償の請求があつた場合におきまする裁判所の手続について規定いたしたのであります。

現行法においては検察官の意見だけを聽けばよかつたのであります。が、改正案においては、検察官だけでなくして、請求人の意見も聽かなければならぬといふことに改めてござります。

ましては、このような場合においては請求を棄却いたしまして、刑事補償があつてはならないともよいという考え方も取れども、うかと思ひまするが、やはり刑事補償は結果においては不当な手続があつたのでありますから、そのような場合には、たとえ名目上の金額であつましても補償を給しまして、刑事補償の特權を成立させてやらなければならぬ、という考え方から、その名目上の補償という制度を設けたのであります。

第十三條は、補償を受けるべき同位の遺族が數人ある場合に、その一

第七條は、現行法の九條に相當する規定でありますて、補償の請求は無効とされた日から六十日以内の裁判が確定した日から起算して二年以内にこれをするという趣旨を取りました。これは現行法の考え方をそのまま踏襲したわけであります。第二項は、現行法の第六條第三項に相当する規定であります。

全額にしてしまひたのであるといふことにいたしまして、裁判所といたしましては、その請求に対して全額の決定をする。それは同順位の道徳全員に対するものとしてその決定をしたものということになります。現行法の七條に相当するわけでござります。一

第十二條は、刑事補償と國家賠償との調整を図つた規定であります。が、刑事補償はその行為をいたしました孝に故意過失があらうがなかろうが、故意過失の有無を問わず刑事補償をいふのであります。が、國家賠償は損害す

が補償請求をいたしまして、その一  
に対し、補償決定或いは補償の請求  
棄却する本案の決定をいたした場合  
は、その同順位者全員に対し決定  
あつたものとみなすという規定を設  
まして、この立案を図つたのであり

りますが、補償を受けるべき者が且請求をした後に死亡いたしましたり、或いは遺族たる身分を失つた場合、例えば養子が離縁になつたといたような場合において、他に配偶者以外の同順位の遺族がない場合におきまでは、請求をした者が死亡し、又は族たる身分を失つた日から六十日以内に、改めて補償の請求をするといふ前を取りました。現行法においてはかかる場合には、前の請求が然に次順位の者から請求したものとなされておつたのでありまするが、正案によりますると、遺族の補償請求は、多くの場合同順位者が多數おり

規定でありまするが、現行法の七條におきましては、その第一項において、補償の請求は先順位者の明示した遺嘱に反することができないという規定であります。たゞ、これを削除して、あつたのでありまするが、これを削除いたしました。現行法においては、例によれば本人が補償は要らないと、言つて請求ができないで死亡した場合、或いは補償をしないで死亡した場合、或いは補償を要らないということを明示した場合は、次順位者が請求ができるなかつてありまするが、補償請求権と、うものは、それ／＼一身專属の権利であつて、別個に遺族に発生すると、ことを考えて参りますると、或いは人自身が請求しないという考え方

賠償でありまするので、不法行為によつて國家が損害賠償をするということになつております。で、或る場合におきましては、同一の原因によつて國家賠償も刑事補償も双方請求し得る場合がありますが、この両者の関係を第十二條のような形で調整を取つたのであります。若しも同一の原因について本人が國家賠償法に基いて損害賠償をすでに受けておりまする場合には、刑事補償の金額を定める場合にこれを考慮せよといふことを規定したのであります。若しも國家賠償法によつて受けた損害賠償の額が、この法律によって受けるべき補償の額にひ

第十四條は、現行法の十一條に規定する規定でありまして、補償の決定いは補償の請求を棄却する決定に對しては、即時抗告ができるという建前を取りまして、刑事訴訟法におきましては、この決定をした裁判所が高等裁判所である場合に、特別異議といふ制度が設けられてありますので、これに対應いたしまして、この場合の即時抗告も、若しも決定をした裁判所が高等裁判所でありますする場合には、その等裁判所に異議の申立てをするといふことにいたしました。

第十五條は、現行法の十二條に相

する規定でありますて、補償の決定があつた後に、この決定によつて補償を受けるべき者が拂渡を受けないで死じいたしまつたり、或いは遺族たる身分を失つた場合に、他に配偶者以外の同順位の補償を受けるべき者がない場合には、次順位者に対して決定をしたるものみなすという規定を設けまして、その次順位者が前の決定に基いて拂渡の請求ができるということにいたしましたのであります。

**第十六條は、現行法の十三條に相  
する規定でありまして、補償拂渡の手  
續きについて規定いたしてございま  
す。**

第十七條は、補償の拂渡を受けるべき者が数人ある場合に對應する規定であります。この場合においては、その一人に對して補償の拂渡をいたしますと、その同順位者全員に對して拂渡をしたということにみなすという規定を設けたのであります。従いましてこの場合には一人に對して補償全額を拂う、後は内部的に同順位の遺族の者がこの規定によつて分けて貰うといふ考え方を取つたのであります。

第十九條は、現行法の十八條に相當する規定であります。この刑事補償法に基きまする決定、即ち抗告異議これらについて刑事訴訟法を準用する、従いましてこの手続は民事訴訟法ではなくして、刑事訴訟法に準じて運ばれるわけであります。これば或いは

民事訴訟法を準用するということも考慮されるのでありまするが、事柄だけ、それに関連いたしまして刑事補償法の請求があるのでありまするから、やはり刑事訴訟法を準用するのが妥当ではないかということから、現行法の主義をそのまま踏襲いたしました。

第二十條は、現行法十九條に相当する規定でありまするが、現行法の建前を改めまして、官報だけでなく、新聞紙にも無罪の裁判の主文及び要旨、補償をしたということを掲載することに改めまして、本人の保護を図つたのであります。

次に、附則について極く簡単にこの建前を申上げますると、勿論この改正刑事補償法は、改正刑事訴訟法施行の日でありまする明年の一月一日から施行すると、ということを予定いたしております。第二項は、この改正刑事補償法施行前に生じました事項、例えば現在の刑事訴訟法に基いて、すでに裁判所に對して刑事補償の請求がなされております等の補償においては、これは今までの改正法によつてその効果をそのまま認め、改正法に基いてもそのまま手続きを進行するという意味において附則の第二項の規定が設けられたのでござります。附則の第三項は、本来ならばこの改正刑事補償法は、日本國憲法施行の日と同時に改正されておらなければならなかつたのが、刑事訴訟法の改正が遅れた等の理由によりまして、今日までその改正がなされておらなかつた。その關係におきまして憲法から今日までの間は、一般にこの刑事補償を受けるべきものが、憲法上本来請求できるものを作りなかつた。

民事訴訟法を準用するということも考慮されるのでありまするが、事柄が、  
裁判所において刑事の判決を受け、それに関連いたしまして刑事補償の請求があるのでありまするから、やはり刑事訴訟法を準用するのが妥当ではないかといふところから、現行法の主義をそのまま踏襲いたしました。

第二十條は、現行法十九條に相当する規定でありまするが、現行法の建前を改めまして、官報だけでなく、新聞紙にも無罪の裁判の主文及び要旨、補償をしたということを掲載することに改めまして、本人の保護を図つたの  
であります。

次に、附則について極く簡単にこの建前を申上げますると、勿論この改正刑事補償法は、改正刑事訴訟法施行の日でありまする明年的一月一日から施行するということを予定いたしております。第二項は、この改正刑事補償法施行前に生じました事項、例えば現在の刑事訴訟法に基いて、すでに裁判所に対して刑事補償の請求がなされております等の補償においては、これはこの改正法によつてその効果をそのまま認めることとおなづきを進行するという意味において、附則の第二項の規定が設けられたのです。附則の第三項は、本来ならばこの改正刑事補償法は、日本國憲法施行の日と同時に改正されおなづきを進行するといふ意味において、

ければならなかつたのが、刑事訴訟法の改正が遅れた等の理由によりまして、今日までの改正がなされておらなかつた。その関係におきましては、施行から今日までの間は、一般にこの刑事補償を受けるべきものが、憲法上本来請求できるものできなかつた。

それでは次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案の提案の理由を御説明願います。

この間の調節を取る意味におきまして、日本國憲法施行後この法律が施行されるまでに、無罪の言渡を受けた者に關わる補償につきましては、すでに前に補償を受けておりましても、或いは補償を受けなかつた場合でありますても、この法律施行後六十日以内に改めて補償の請求をすることができる。もう一回補償の請求をしてよい。前に補償の請求をしなかつたものでありますても、或いは前には、現行法の第四條で阻却されるようなものでありますても、この新法の規定によりまして、勿論新法の規定によりまして補償をしてやうという趣意を取つたのであります。従いましてこの場合においては、勿論新法の規定でありますて、金額等も新法の抑留、拘禁の補償でありまするならば、二百円乃至四百円の補償金が改めて貰えるわけであります。次に附則の第五項の規定であります、これは解釈規定でありますて、前三項の規定の適用について旧刑事訴訟法の規定による例えば抑留とか、その他の事項はこの新刑事訴訟法に、これに相当する規定がある場合に、刑事補償法の適用については新刑事訴訟法の規定による内留とみなすといふ解釈規定をおきました、その疑問を避けようとしたのであります。

察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案の提案理由を便宜一括して御説明申上げます。

裁判官及び検察官の給與につきましては、先に第二國会において、一般政府職員に関する職員給平均の月收一千九百二十円を基準とする政府職員の俸給等に関する法律、昭和二十三年法律第四十六号並びに内閣總理大臣、その他のいわゆる認定官に関する内閣總理大臣等の俸給等に関する法律、昭和二十三年法律第五十五号が制定せられたのに對應いたしまして、各々の御盡力により裁判官の報酬等に関する法律、昭和二十三年法律第七十三号及び検察官の俸給等に関する法律、昭和二十三年法律第七十六号が制定せられ、その後内閣總理大臣等の認証官を除く一般政府職員について、職員給平均の月收三千七百九十一円を基準とする昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律、昭和二十三年法律第九十五号が制定せられましたのに伴いまして、認証官たる最高裁判所の裁判官及び高等裁判所長官を除くその他の裁判官につきまして、昭和二十三年六月以降の判事等に関する報酬等に関する法律、昭和二十三年法律第九十六号、又認証官たる検事総長、次長検事及び検事長を除ぐその他の検察官につきましては、昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律、昭和二十三年法律第十九号が提案制定されたことは御承知の通りであります。然るにその後物價は依然として高騰を續け、一般勤労

者は長期に亘る耐<sup>テ</sup>生活のために全く困窮し、特に政府職員の給與は一般勤労者の給與に比し、甚だしく均衡を失するに至りましたので、政府はこの際更に政府職員の給與を増額して支給することを必要と認め、数日前國会に、昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を提出して御審議を仰いでおり、又内閣總理大臣等の認証官その他のいわゆる特別職につきましては、特別職の職員の俸給等に関する法律案を別途提出することになりますが、この前の方の法律案は、一般政府職員の総平均の月收五千三百三十円を基準としたもので、その俸給月額は昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案の別表に掲げる俸給月額に対しまして十三割二分、又政府職員の新給與実施に関する法律で定める別表の俸給月額に対しましては、平均十七割二分の割合になりますが、又後の方の法案は内閣總理大臣等の認証官の俸給月額を、内閣總理大臣等の俸給等に関する法律案に定める俸給月額の十六割といたしておりますので、裁判官及び検察官につきましてもこれに倣い、その報酬又は俸給月額を増額することを必要と認めて、ここにこの法案を提出いたしました次第であります。

従いましてこの手続に取組むべきではありません。これは或いは

刑事訴訟法に準じて運

本來請求できるものでなかつた。

値は依然として高騰を続け、一般動労

るよう別表を定め、又從前検察官の俸

給等に関する法律第九條の規定によ

り、検事について特別の者に限り認められていまし

す。併しも特にその地位に老練且つ優秀なる人材を得る必要上、特別の者に限り別表に掲げる月額以上の報酬又は俸給月額を支給し得らることを定め、第二條は調査官たる裁判官、又は検察官については昭和二十三年六月一日から同年十月三十一日まで

の間の報酬又は俸給月額は、その他の裁判官及び検察官のごとく増額せられていないかたので、これを同様この法律により、改正後の裁判官の報酬等に関する法律及び検察官等の俸給等に関する法律の別表に定める額の十六分の十三に相当する金額に増額することを定め、尙又附則はこの法律の施行及び適用の期日その他経過規定を定めると共に、この法案の性質により、その存在理由を失うべき昭和二十三年六月以降の判事等の俸給等に関する法律及び昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律を廃止することを定めておるのであります。

以上簡單にこの法案について御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを願いいたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

（了）

